

第29回成田市農業委員会総会議事録

令和7年11月10日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和7年11月10日（月）
午後1時30分から午後2時43分

2. 開催場所 成田市役所 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 19名

議長	諫 訪 惠 昨		
1番	木 村 知 子	10番	森 川 光 江
2番	大 竹 卓	11番	矢 崎 光 二
3番	宮 城 敏 彦	12番	萩 原 孝 次
4番	田 中 敏 雄	13番	小 川 美 智 子
5番	浅 井 弘 一	15番	宇 井 甲 司 郎
6番	京 相 稔	16番	泉 水 厚 子
7番	加 藤 茂	17番	藤 崎 明
8番	渡 邊 義 行	18番	坂 田 一 郎
9番	諫 訪 和 惠	19番	湯 浅 恵 介

5. 欠席委員 なし

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出
第2 会議書記の任命
第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（令和7年11月）について

報告第1号 専決処分について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事 務 局 長 洪 沢 淳
主幹兼振興係長 鎌 形 清 人

農地係長 椎名俊亮
主任査青柳紀生
主任主事伊藤和輝

8. 傍聴人

なし

○議長（諒訪会長） 本日の出席委員は19名全員です。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、第29回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

○議長 議案の審議に先立ちまして、10月総会以降の農業委員会業務につきましては、

お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、

6番 京相 稔 委員、7番 加藤 茂 委員 の両名を指名いたします。また、書記に鎌形主幹 兼 振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（令和7年11月）について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案3件、報告3件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（渋沢事務局長の挙手あり）

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集3ページをお開き願います。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。全体で8件の申請がございました。

①売買でございます。5件の申請がございました。

1番、小野にお住まいの譲受人が、小野にお住まいの譲渡人が所有する、小野の田1筆、1, 242 m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、譲受人である野馬込の法人が、香取郡神崎町にお住まいの譲渡人が所有する、野馬込の田10筆、合計13, 924 m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「後継者がいないため」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

議案集4ページをご覧ください。

3番、新妻にお住まいの譲受人が、市川市にお住まいの譲渡人が所有する、新妻の田1筆、3, 000 m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「遠方に住んでいて耕作できないため」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

4番、成毛にお住まいの譲受人が、成毛にお住まいの譲渡人が所有する、成毛の田1筆、1, 769 m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大する」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「譲受人の要望により」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

5番、下金山にお住まいの譲受人が、宝田にお住まいの譲渡人が所有する、宝田の畠1筆406 m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「養蜂を行いたいため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「譲受人の要望による」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

続きまして、議案集5ページをお開き願います。

②贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、北羽鳥にお住まいの受贈者が、東京都練馬区にお住まいの贈与者が所有する、現況、田5筆、合計2, 275 m²の贈与を受けたいという申請でございます。

受贈者の事由は、「妹が相続した申請地を、実家を継いだ申請者が管理するため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

贈与者の事由は、「相続したが、実家を継いだ兄に贈与したい」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

続きまして、③賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、加良部二丁目にお住まいの賃借人が、伊能にお住まいの賃貸人が所有する伊能の畠1筆、1, 605 m²に、賃借権を設定したいという申請でございます。

賃借人の事由は「新規就農したいため、申請地を借りたい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

賃貸人の事由は、「申請地で耕作を行っていないため」というもので、総会資料7ページに案内図がございます。

続きまして、議案集6ページをご覧ください。

④区分地上権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、権利者である匝瑳市の法人が、大室にお住まいの義務者が所有する大室の畠1筆、8, 472 m²に、区分地上権を設定したいという申請でございます。

権利者の事由は「営農型太陽光発電を行うため」というもので、下部での耕作は、権利者の関連法人が行う計画です。

義務者の事由は、「権利者の要望による」というもので、総会資料8ページに案内図がございます。なお、今回の申請は、令和4年度に許可を受けた案件の更新申請で、太陽光発電設の設置に伴う一時転用についても併せて申請されております。

以上で「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、田1筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当たはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の2番につきましては、法人による農地の売買でございます。法人形態は有限会社であり、定款及び登記事項証明書の目的欄には、農産物の生産と加工と販売との記載がされております。構成員は4名であり、議決権要件では、農業関係者の

議決権の割合が 90 % であり、総数の過半を満たしております。

また、構成員である役員 4 名のうち 2 名が法人の農業に常時従事しておりますことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第 1 号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第 4 号の「法人が行う農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間 150 日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第 6 号の「地域との調和要件」ですが、売買の 2 番は、田 10 筆を取得し、蓮根を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の 2 番は、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の場合に当たらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

3 条①売買の 3 番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第 1 号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第 4 号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間 150 日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第 6 号の「地域との調和要件」ですが、売買の 3 番は、田 1 筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の 3 番は、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の場合に当たらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

3 条①売買の 4 番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第 1 号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第 4 号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間 150 日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第 6 号の「地域との調和要件」ですが、売買の 4 番は、田 1 筆を取得し、育苗ハウスとして使用したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはならないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、畑1筆を取得し、栗、りんご等を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはならないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、①売買の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 去る11月5日、午後1時から成田市役所6階中会議室におきまして、第1小委員会を開催いたしました。

農業委員6名、農地利用最適化推進委員4名、合計10名の出席により、新規就農に係る面接1件の他、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第5条許可申請案件については、現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条①売買の1番につきましては、申請地は、小野コミュニティセンターの南西、市道小野西線の西側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条①売買の2番につきましては、申請地は、野馬込コミュニティセンターの西、市道高野野馬込線の北側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の中で委員より、「畦畔を取って一枚の田にしているのか、また、ハス田として耕作するとのことだが、元々ハスを作っていたのか、それとも新しく始めるのか確認したい。」との質問があり、事務局からは「一枚の田として使用しており、これまで所有者が別の方に田として貸していました。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。

続きまして、①売買の3番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条①売買の3番につきましては、申請地は、新妻共同利用施設の北西、市道新妻1号線の西側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。

続きまして、①売買の4番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条①売買の4番につきまして、申請地は、成毛共同利用施設の北西、市道十余三荒海線の北側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の中で委員より、「奥にビニールハウスがあるようだが、譲受人の所有なのか。」との質問があり、事務局からは「譲受人の所有物です。また手前の更地の部分にも、育苗ハウスを建てると言っています。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。

続きまして、①売買の5番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条①売買の5番につきましては、申請地は、宝田公民館の北東、市道宝田辺田線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「養蜂のための農地取得であるが、養蜂も農業に入るのか。」との質問があり、事務局からは「養蜂も農業に入ります。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の5番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の5番は可決されました。

次に、②贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとすると規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、現況田5筆を受贈し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

受贈後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当たはまらないと判断いたしました。

なお、受贈者は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、②贈与の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条②贈与の1番につきましては、申請地は、豊住公民館の北西、市道北羽鳥餅井田線の南側及び、豊住公民館の北東、市道北羽鳥町田線の北側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、特に異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の1番は可決されました。

次に、③賃借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条③賃借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請

書及び添付書類等の事前調査と新規就農の面接を行い、その内容から、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると考えられます。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する予定日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると考えられます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の1番は、畠1筆を賃借し、甘譜、ほうれんそう等を作付けしたいという営農計画です。

権利の設定後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、賃借人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、③使用賃借権の設定の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条③賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、伊能四区公民館の北、市道新田長岡線の南側に隣接する農地で、畠として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、③賃借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③賃借権の設定の1番は可決されました。

次に、④区分地上権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条④区分地上権の設定の1番につきましては、耕作者が農地の営農を継続しながら、太陽光発電設備設置者が、その上空に、太陽光パネルを設置するた

め、区分地上権を設定しようとするものでございます。

なお、支柱部分等につきましては、議案第2号の農地法第5条の一時転用の申請が併せて提出されております。

農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の制限にかかる許可基準といたしましては、同条第2項各号において許可することができない場合の規定が示されており、原則としてこの許可基準により許可、不許可を決定するものでございます。

しかしながら、農地法第3条第2項の但し書きに掲げられている「民法第269条の2第1項の地上権が設定されるとき」という規定が、区分地上権に関する条文となっており、この場合は不許可の要件には当てはまらないため、要件を満たしていると思われます。

また、農作物への影響については、地表から約2.2mのところに太陽光パネルを設置し、その下にブルーベリーを作付けするという営農計画であり、農作物への影響は無いと思われます。

なお、区分地上権の設定の1番につきましては、審査のうえ、許可相当と決定され、さらに農地法第5条の審査においても許可相当と決定されますと、農地法第5条の許可日と同日付で農地法第3条の許可書を発行するようになります。以上でございます。

○議長 続きまして、④区分地上権の設定の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 ④区分地上権の設定の1番につきましては、申請地は、竜面集会所の北、市道芝昭栄線の西側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「土地所有者がこの区分地上権の設定を行うのか。」との質問があり、事務局からは「土地所有者ではなく事業者が権利設定を行うものです。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、④区分地上権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(坂田委員の挙手あり)

○議長 坂田委員

○坂田委員 申請地の全ての面積で区分地上権が設定されますが、第5条の許可申請では、支柱部分のみの面積になっております。支柱部分は賃借権と区分地上権の両方が設定されるとのことでしょうか。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 その通りでございます。

○議長 その他質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、④区分地上権の設定の1番を採決いたしました。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条④区分地上権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集7ページをお開き願います。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。全体で9件の申請がございました。

①売買は4件の申請がございました。

1番、四谷にお住まいの譲受人が、大菅にお住まいの譲渡人が所有する、大菅の畠1筆の一部、495.64m²を売買により取得し、「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料9ページに案内図、10ページに公図の写しがございます。

2番、譲受人である大阪市中央区の法人が、大和田にお住まいの譲渡人が所有する、大和田の田1筆、2,132m²を売買により取得し、「太陽光発電設備設置用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料11ページに案内図、12ページに公図の写しがございます。

議案集8ページでございます。

3番及び4番は、同一事業者による同一区域に係る事業であり関連がございますので、一括してご説明させていただきます。

譲受人である大阪市中央区の法人が、大和田にお住まいの譲渡人が所有する大和田の田1筆493m²及び、畠1筆267m²、合計760m²を売買により取得し、「太陽光発電設備設置用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料13ページに案内図、14ページに公図の写しがございます。

続きまして、議案集9ページをお開き願います。

②賃借権の設定でございます。新規の設定が3件、許可後の計画変更承認が2件、合計5件の申請がございました。

それでは、新規の申請でございます。

1番、賃借人である群馬県高崎市の法人が、印旛郡酒々井町にお住まいの賃貸人が所有する、川栗の現況畠1筆の一部、1,094.88m²を借り受け、「太陽光発電設備用地」として転用したいという申請でございます。総会資料15ページに案内図、16ページに公図の写しがございます。

2番、賃借人である匝瑳市の法人が、大室にお住まいの賃貸人が所有する、大室の畠1筆の一部、0.73m²を借り受け、「営農型太陽光発電施設用地」として、令和10年12月24日まで一時転用して使用したいという申請でございます。総会資料17ページに案内図、18ページに公図の写しがございます。

なお、本申請については、先ほどご審査していただきました、区分地上権を設定した案件となります。

3番、賃借人である千葉市美浜区の法人が、川上にお住まいの賃貸人が所有する川上の畠1筆の一部、207.8m²を借り受け、「作業用地」として、令和8年3月31日まで、一時転用して使用したいという申請でございます。総会資料19ページに案内図、20ページに公図の写しがございます。

続きまして、許可後の計画変更承認ということで、一時転用の期間延長になります。

4番、賃借人である松子の法人が、松子にお住まいの賃貸人が所有する、松子の田1筆、474m²を借り受け、土砂搬出路用地として、令和8年11月30日まで期間を延長して使用したいという申請でございます。総会資料21ページに案内図、22ページに公図の写しがございます。

5番、借受人である東京都中央区の法人が、川上にお住まいの賃貸人が所有する、川上の畠4筆、合計1,544m²を借り受け、従業員用駐車場、朝礼広場及び資材置場用地として、令和8年9月30日まで期間を延長して使用したいという申請でございます。総会資料23ページに案内図、24ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 それでは、農地法第5条、①売買の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地

に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年12月20日着手、令和8年8月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、495.64m²の敷地に、建築面積約110.13m²の専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500m²を下回っていることから妥当な計画面積と思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水は、敷地内浸透により処理します。生活雑排水は合併処理浄化槽で処理し、処理水を既存の道路側溝に放流する計画となっております。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の1番につきましては、申請地は、滑川共同利用施設の南東、県道江戸崎下総線の北側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号農地法第5条①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の2番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電設備用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年1月1日着手、令和8年2月28日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水は、敷地内浸透により処理することです。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の2番につきましては、申請地は、高岡運動施設の東、市道大和田倉水線を東側に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条①売買の2番は可決されました。

次に、①売買の3番及び4番については、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の3番及び4番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地

に該当します。

転用目的は、太陽光発電設備設置用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年1月1日着手、令和8年2月28日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水は、敷地内浸透により処理することです。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の3番及び4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の3番及び4番につきましては、申請地は、高岡運動施設の東、市道大和田倉水線を東側に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 それではお諮りいたします。本案2件につきましては、一括による採決にしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条、①売買の3番及び4番を一括して採決いたします。

それでは、本案2件について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号農地法第5条①売買の3番及び4番は可決されました。

続きまして、②賃借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条②賃借権の設定の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電設備用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年12月10日着手、令和8年1月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、登記簿面積2,191m²の内、申請に係る農地1,094.88m²の敷地に、太陽光パネル168枚を設置する計画で、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、遠山公民館の南西、市道川栗駒井野線を南側に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の1番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②賃借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、②賃借権の設定の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条②賃借権の設定の2番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められるため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、営農を継続する太陽光発電施設用地です。なお、この申請は支柱部分のみの面積を3年以内の一時転用扱いとするものです。

申請の用途に供することの確実性について、今回の申請は、一時転用許可を受けて設置した施設の期間を、3年間延長するものであるため問題はないと思われます。

周辺農地の営農への支障について、事業は令和元年から許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

他の検討事項について、通常の営農における、平均収量の80パーセントが確保されているかについては、まず、作付作物について、ブルーベリーを栽培しております。現地での営農を開始したのが令和2年5月で、毎年、状況報告書の提出があり、特に問題はありません。以上でございます。

○議長 次に、②賃借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の2番につきましては、申請地は、竜面集会所の北、市道芝昭栄線の西側に隣接する農地で、現況は、これまでの一時転用許可のとおり、営農型太陽光発電施設用地として使用されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の2番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の2番は可決されました。

続きまして、②賃借権の設定の3番について審議いたします。法令に基づく詳細な

説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条②賃借権の設定の3番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、かつ、農振計画の達成に及ぼす影響について、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、首都圏中央連絡自動車道建設工事に伴う作業用地です。資力及び信用については、当該法人が発行する社債により資金を調達する計画で、信用性について問題となる点は認められませんでした。

土地改良事業については、成田用水土地改良区より、土地改良区として、さしつかえない旨の意見書が添付されております。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年1月1日着手、令和8年3月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、現況どおり自然浸透とし、大雨による内水反乱が危惧される場合には事業敷地内の調整池にポンプにて揚水する計画となっております。

農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。

他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②賃借権の設定の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の3番につきましては、申請地は、グリーンウォーターパークの南、県道成田小見川鹿島港線を南側に入った農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の3番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の3番は可決されました。

続きまして、②賃借権の設定の4番、許可後の計画変更承認について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条②賃借権の設定の4番、許可後の計画変更承認です。

農地の区分については、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められるため、例外的に許可できる場合に該当します。

計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従つて実施されることが確実であること。周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われます。

次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、自己資金及び山砂販売代金を資金とする計画で、信用性においても問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、現在、申請の用途である土砂採取搬出路用地として使用中です。

行政庁の許認可等の見込みについて、砂利採取法は、採取計画変更認可申請書を令和7年10月30日付で提出済みです。森林法は、林地開発変更許可申請書を令和6年10月18日付で提出済みです。

計画面積の妥当性については、土地利用計画図及び更新する理由書を審査した結果、妥当な面積であると思われます。なお、計画面積の変更はありません。

周辺の農地等に係る営農条件への支障については、事業は令和2年12月10日から許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②賃借権の設定の4番、許可後の計画変更承認について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の4番、許可後の計画変更承認につきましては、申請地は、大栄公民館の西、市道松子4号線の東側に位置する農地で、現況は、これまでの一時転用許可のとおり、土砂採取搬出路用地として使用されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の4番、許可後の計画変更承認を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の4番、許可後の計画変更承認は可決されました。

続きまして、②賃借権の設定の5番、許可後の計画変更承認について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条②賃借権の設定の5番、許可後の計画変更承認です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、首都圏中央連絡自動車道建設工事に伴う従業員用駐車場、朝礼広場及び資材置場用地です。

計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従つて実施されることが確実であること。周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われます。

次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、現在、圏央道建設工事に係る従業員用駐車場、朝礼広場及び資材置場用地として使用中です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、敷地内処理（自然浸透）とする計画となっております。なお、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②賃借権の設定の5番、許可後の計画変更承認について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（森川小委員長の挙手あり）

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の5番、許可後の計画変更承認につきましては、申請地は、グリーンウォーターパークの東、市道川上4号線を東側に入った農地で、現況は、これまでの一時転用許可のとおり、従業員用駐車場、朝礼広場及び資材置場用地として使用されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の5番、許可後の計画変更承認を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②賃借権の設定の5番、許可後の計画変更承認は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 続きまして、議案第3号 農用地 利用集積等 促進計画案(令和7年11月)については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、私と、諏訪 和恵 委員、小川 委員、藤崎 委員、湯浅 委員 は、議事に参与できませんので、退室いたします。

議案第3号の議事進行については、矢崎職務代理に議長をお願いしたいと思いますが、ご異議ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議長を代わります。矢崎職務代理よろしくお願いいたします。

(諏訪 会長、諏訪 和恵 委員、小川 委員、藤崎 委員、湯浅 委員 退室、議長交代)

○議長（矢崎職務代理） しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、議案第3号、農用地利用集積等促進計画案(令和7年11月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集11ページをお開き願います。

「議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（令和7年11月）について」でございます。

成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、12ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。

計画の概要につきまして、14ページの総括表により、ご説明いたします。

なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、16ページから42ページをご覧ください。

それでは、議案集14ページをご覧ください。

1-1. 促進計画一括方式による利用権設定でございます。合計面積は346, 795.72m²、田が264筆、80件、332, 483.72m²、畠が4筆3件、14, 312m²でした。

内訳につきましては、新規設定が、契約面積48, 269m²で、田37筆、16件48, 269m²でございます。再設定は、契約面積298, 526.72m²で、田227筆64件、284, 214.72m²、畠が4筆3件、14, 312m²でございます。

続きまして1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集29ページから41ページの農用地利用集積等促進計

画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

議案集15ページをお開き願います。

2. 再配分の転貸でございます。合計の契約面積は10,436m²、田7筆4件で、詳細につきましては、議案集42ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

以上で「議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（令和7年11月）について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第3号、農用地利用集積等促進計画案（令和7年11月）につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号、農用地利用集積等促進計画案（令和7年11月）について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。議長を代わります。ご協力ありがとうございました。

退室されていた委員の入室をお願いします。

(諏訪 会長、諏訪 和恵 委員、小川 委員、藤崎 委員、湯浅 委員 入室、議長交代)

○議長 それでは次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集43ページをお開き願います。

「報告第1号 専決処分について」でございます。成田市農業委員会事務局専務規

程第7条第1項の規定により、専決処分をしましたので、報告いたします。

議案集4 4ページでございます。

「①農地法第3条の3の規定による届出」でございます。14件の届出がございました。

この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集4 9ページでございます。

「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」でございます。1件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして中段の「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」でございます。4件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集5 1ページでございます。

「④転用事実確認証明」でございます。

5条で3件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 報告第1号 専決処分につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集52ページをご覧ください。

「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。

12件の通知がございました。

賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集56ページをご覧ください。

「報告第3号 農地等の現況に関する照会について」でございます。

①法務局の照会分として、成田出張所より4件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で「報告第3号 農地等の現況に関する照会について」を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 報告第3号 農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第29回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時43分)